

高松市の学校給食費 「Q & A」

～保護者の皆様へ～

令和7年2月 改訂



高松市教育委員会 保健体育課 学校給食総務係

TEL : 087-839-2657

FAX : 087-839-2624

※このQ&Aは、令和7年2月時点の内容で作成しています。

今後、規則改正等により、手続方法や学校給食費が変更となる場合があります。
※別添【学校給食費に関する大切なお知らせ】も御覧ください。

<目 次>

1 制度について

Q1-1 高松市の学校給食費は、どのように徴収していますか？（P3）

Q1-2 学校給食費は、何に使われるのですか？（P3）

Q1-3 学校諸費も高松市に支払うのですか？（P3）

2 学校給食費について

Q2-1 学校給食費はいくらですか？（P3）

Q2-2 学校給食費の月額はいくらですか？（P4）

Q2-3 学校給食費をいくら支払うのか、お知らせはありますか？（P4）

3 学校給食費の調整（減額）について

Q3-1 学校給食を食べない日があった場合、調整してもらえますか？（P4）

Q3-2 食物アレルギー等による減額の適用を受けた場合の月額は、どのようになりますか？（P4）

Q3-3 どのような場合に学校給食費を調整してもらえますか？（P5）

4 学校給食費の支払方法について

Q4-1 学校給食費の支払いは、どのような方法がありますか？（P5）

Q4-2 学校給食費を、学校に直接持って行ってもいいですか？（P5）

5 口座振替について

Q5-1 口座振替の申込みは、どのようにすればよいですか？（P6）

Q5-2 口座振替した場合、振替手数料はかかりますか？（P6）

Q5-3 残高不足により、口座振替ができなかった場合はどのようになりますか？（P6）

Q5-4 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？（P6）

Q5-5 学校諸費の引き落とし口座と、同じ口座を登録しても大丈夫ですか？（P7）

Q5-6 きょうだい全員が同じ口座を利用しても大丈夫ですか？（P7）

Q5-7 一度登録した口座を変更したい場合は、どうしたらいいですか？（P7）

Q5-8 口座振替依頼書の手続きを行えば、すぐに口座振替できますか？（P7）

Q5-9 次年度入学予定者の場合、「払込開始月」はいつからになりますか？（P7）

6 学校給食費の滞納について

Q6-1 学校給食費を滞納した場合は、どうなりますか？（P7）

Q6-2 児童手当等からの充当とは、どのようなことですか？（P7）

Q6-3 それでも学校給食費を滞納している場合は、どうなりますか？（P8）

<目 次>

7 就学援助を受けている場合について

Q7-1 就学援助とは何ですか？（P8）

Q7-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？（P8）

Q7-3 就学援助を申請中の場合の学校給食費はどうなりますか？（P8）

8 生活保護を受けている場合について

Q8-1 生活保護を受けている場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？（P8）

Q8-2 生活保護を申請中の場合の学校給食費はどのようになりますか？（P8）

9 「高松市学校給食申込書」について

Q9-1 「高松市学校給食申込書」は、毎年提出しなければいけませんか？（P9）

Q9-2 きょうだいの場合、「高松市学校給食申込書」は、それぞれの提出が必要ですか？（P9）

Q9-3 児童手当等を受給していない場合も、同意書への記入が必要ですか？（P9）

Q9-4 夫が単身赴任で児童手当を市外で受給している場合、同意書への記入はどのようになりますか？（P9）

10 「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」について

Q10-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に適用されますか？（P9）

Q10-2 飲用牛乳などの再開により、食物アレルギー等に係る学校給食費の減額が必要でなくなった場合、どのような手続きが必要ですか？（P9）

11 「高松市学校給食（停止・再開）届」について

Q11-1 どのようなときに提出するのですか？（P10）

12 「高松市学校給食申込事項変更届」について

Q12-1 どのようなときに提出するのですか？（P10）

13 その他

Q13-1 手続きに必要な書類は、どこでもらえますか？（P10）

1 制度について

Q1-1 高松市の学校給食費は、どのように徴収していますか？

A1-1 高松市立小・中学校の学校給食費は、令和5年度から「公会計」方式を採用し、市の予算として管理しています。そのため、学校を通さず、高松市が直接徴収をしています。

Q1-2 学校給食費は、何に使われるのですか？

A1-2 お支払いいただいた学校給食費で、学校給食に使う食材を購入しています。
なお、調理場の光熱水費や維持管理に関する経費、人件費などは高松市が負担しています。

Q1-3 学校諸費も高松市に支払うのですか？

A1-3 学校諸費（教材費、PTA会費、修学旅行費など、学校に直接お支払いいただく費用）は、学校ごとに種類や集める時期、金額などが異なるため、学校からのお知らせに基づいて、学校で集金を行います。

2 学校給食費について

Q2-1 学校給食費はいくらですか？

A2-1 学校給食費は、以下のとおり学年別に設定しています。

学校	学年	1食単価	年間納付予定額 (1食単価×喫食予定回数) 【例】190回の場合	
			保護者負担額※	
小学校	1・2年生	267円	249円	47,310円
	3・4年生	304円	266円	50,540円
	5・6年生	332円	282円	53,580円
	教職員			63,080円
中学校	全学年	361円	304円	57,760円
	教職員			68,590円

※令和6年度から学校給食費の単価を増額改定しましたが、物価高騰が長期化する中、保護者の皆様の負担軽減を図るため、児童生徒分については改定前の額に据え置いています。

Q2-2 学校給食費の月額はいくらですか？

A2-2 学校給食費は、4月と8月を除く年10回払いです。
第1期から第9期まで（5月から2月まで）は、定額をお支払いいただきます。
第10期（3月）は、確定した年間納付額の残額をお支払いいただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 (精算)
納付 期限	5月 31日	6月 30日	7月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	1月 4日	1月 31日	2月 末日	3月 31日
納付額	年間納付予定額を10で割った額（100円未満切り上げ）×9回									残額

- * 納付期限が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。
- * 第1期から第9期までの支払額が、確定後の年間納付額を上回る場合は、第10期分を徴収せず差額を還付します。
- * 年間納付額の確定処理後、3月末までの喫食数がさらに増加したときは、4月に追加徴収の請求（4月末日納期限）をし、喫食数が減少した場合は、5月末までに差額を還付します。
- * 年度の途中で転校する場合は、転校日までの支払額と喫食回数により精算します。

Q2-3 学校給食費をいくら支払うのか、お知らせはありますか？

A2-3 毎年5月に、年間納付予定額の決定通知書を送付予定です。通知書には、期別の納付額及び納付期限を記載しています。
また、年間の喫食回数が確定し、第10期分納付額に変更が生じた場合は、3月に変更決定通知書を送付予定です。

3 学校給食費の調整（減額）について

Q3-1 学校給食を食べない日があった場合、調整してもらえますか？

A3-1 急な発熱やけがなどで学校を休む場合には、調整（減額）の対象になりません。これは、学校給食に使用する食材の発注の停止が間に合わないためです。また、連続して学校を休む日が4日以下（学校休業日を除く。）の場合も調整の対象になりません。御理解をお願いいたします。

Q3-2 食物アレルギー等による減額の適用を受けた場合の月額は、どのようになりますか？

A3-2 食物アレルギー等による減額の適用を受けた場合は、完全給食の場合の月額から減額対象（飲用牛乳、主食（米飯・パン等）、おかず等）に係る1食当たりの経費に相当する額を除いて算出した月額となります。

Q3-3 どのような場合に学校給食費を調整してもらえますか？

A3-3 学校給食費の調整については、次のとおりです。

調整の対象	調整の条件
食物アレルギー等の理由により、飲用牛乳、主食（米飯、パン等）、おかず等の提供を中止する場合	食物アレルギー等の理由により、飲用牛乳、主食（米飯、パン等）、おかず等の提供を受けることができない場合 ※食物アレルギー対応は、 事前に学校との協議が必要です。 ※「 高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書 」を学校へ提出してください。その内容を審査し、「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額可否決定通知書」にてお知らせします。
病気等のやむを得ない理由により、連続して5日以上（学校休業日を除く）欠席する場合	「高松市学校給食（停止・再開）届」を学校へ提出してください。 ※停止及び再開は、学校が届を受領した日の5日後（学校休業日を除いて数えます。）からの対応です。
高松市外へ転出又は、高松市立の小・中学校以外の学校へ転校する場合	
停止していた学校給食を再開する場合	
気象警報の発令等、感染症等による学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖により学校給食を受けられない場合	学校が臨時休業、学年・学級閉鎖を決定し、学校給食を受けられない場合、学校給食費を調整します。
災害その他の事由により、高松市が学校給食を実施しなかった場合	学校給食を提供できない期間全体を調整します。

4 学校給食費の支払方法について

Q4-1 学校給食費の支払いは、どのような方法がありますか？

A4-1 原則として、金融機関口座からの口座振替によりお支払いいただきます。なお、やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリ（PayPay、PayB、auPay、d払い）を利用しての納付をお願いします。

Q4-2 学校給食費を、学校に直接持って行ってもいいですか？

A4-2 学校では、学校給食費のお預かりはいたしません。高松市から送付した納付書裏面に記載の取扱金融機関、コンビニエンスストア等でお支払いください。また、納付書を紛失された場合は、再度、納付書を送付いたしますので、高松市教育委員会保健体育課まで御連絡ください。

5 口座振替について

Q5-1 口座振替の申込みは、どのようにすればよいですか？

A5-1 口座振替のお申込みは、①②のいずれかでお申込みをお願いします。

① 「Web口座振替受付サービス」によるお申込み

スマートフォンやPC等から、24時間いつでも口座振替のお申込みができるサービスです。

＜利用可能な金融機関＞ ※下記金融機関の普通預金口座のキャッシュカードが必要です。

百十四銀行、香川銀行、中国銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行、高知銀行、高松信用金庫、香川県信用組合、四国労働金庫、香川県農業協同組合



お申込みはこちらから
(高松市ホームページ)



② 「高松市学校給食費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚複写）」によるお申込み 金融機関へ提出してください。

＜申込可能な金融機関＞ ※取扱金融機関は、変更となる場合があります。

百十四銀行、香川銀行、中国銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行、高知銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行（高松支店のみ）、高松信用金庫、香川県信用組合、四国労働金庫、ゆうちょ銀行、香川県農業協同組合、香川県信用農業協同組合連合会、西日本信用漁業協同組合連合会

Q5-2 口座振替した場合、振替手数料はかかりますか？

A5-2 口座振替に係る手数料は、高松市が負担します。

Q5-3 残高不足により、口座振替ができなかった場合はどのようになりますか？

A5-3 口座振替ができなかった場合、再振替はありません。高松市より督促状と納付書をお送りしますので、納付書裏面に記載の取扱金融機関、コンビニエンスストア等でのお支払いをお願いします。

Q5-4 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A5-4 大丈夫です。「Web 口座振替受付サービス」によるお申込みの場合は、「申込者（口座名義人）情報確認」欄には、口座名義人の氏名等を入力していただき、「納税（納付）義務者情報確認」欄には、保護者の氏名等を入力してください。

「高松市学校給食費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚複写）」によるお申込みの場合は、「学校給食費負担者（保護者等）」の欄に保護者の氏名を記載し、「口座名義人」の欄には口座名義人の氏名と金融機関届出印を記載・押印してください。

Q5-5 学校諸費の引き落とし口座と、同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A5-5 大丈夫です。支払い先が高松市に変更となるので、同じ口座でも改めて口座振替の手続きが必要になります。なお、学校諸費につきましては、学校に納めていただきます。ただし、残高不足にならないように御注意ください。

Q5-6 きょうだい全員が同じ口座を利用しても大丈夫ですか？

A5-6 大丈夫です。お手数ですが、お子様1名ごとに口座振替のお申込みが必要になります。

Q5-7 一度登録した口座を変更したい場合は、どうしたらいいですか？

A5-7 「Web 口座振替受付サービス」により変更する場合は、変更を希望する口座で再度お申込みいただくようになります。

「高松市学校給食費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により変更する場合は、変更を希望する取扱金融機関の窓口へ直接お持ちいただき、口座振替の手続きをしてください。その際、申込書の上にある依頼（申込）区分の変更チェックを必ず入れてください。

なお、口座変更の手続きが完了するまでに時間を要するため、変更前の口座残高不足や口座閉鎖等を理由に口座振替ができなかった場合、納付書によりお支払いいただくことがありますので、御注意ください。

Q5-8 口座振替依頼書の手続きを行えば、すぐに口座振替できますか？

A5-8 原則、口座振替の手続きをされた翌月から、振替が開始されます。

Q5-9 次年度入学予定者の場合、「払込開始月」はいつからになりますか？

A5-9 第1期の納付期限は、5月31日になります。4月末までに手続きされる場合は、

「Web 口座振替受付サービス」の場合は、口座振替開始時期を「令和〇年度第1期」としてください。※（例）：「令和7年度第1期」

「高松市学校給食費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の場合は、払込開始月は、「令和〇年4月」又は、「令和〇年5月」と記載してください。※（例）：「令和7年4月」、「令和7年5月」

6 学校給食費の滞納について

Q6-1 学校給食費を滞納した場合は、どうなりますか？

A6-1 納付期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状を送付しますので、納付書により納付をお願いします。なお、自主的な納付が難しい場合は、児童手当からの充当を行うことがあります。

Q6-2 児童手当等からの充当とは、どのようなことですか？

A6-2 学校給食費の滞納がある場合、学校給食申込時の同意に基づき、滞納分の金額を児童手当から天引きすることです。なお、同意は撤回可能です。

Q6-3 それでも学校給食費を滞納している場合は、どうなりますか？

A6-3 高松市からの督促・催告にに応じていただけない場合、児童手当からの充当に同意いただけない場合などは、法的措置を講じる場合があります。

7 就学援助を受けている場合について

Q7-1 就学援助とは何ですか？

A7-1 高松市の小・中学校に在学している子どもがいる方に対して、経済的な理由で就学が困難な場合に、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。認定の条件や申請方法など、詳しくは、高松市教育委員会学校教育課学務係（087-839-2616）までお問い合わせください。

Q7-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A7-2 就学援助の認定を受けている児童・生徒の学校給食費は、就学援助費から自動的に高松市に納付され、保護者が支払う必要はありません。ただし、認定等の変更に迅速に対応するため、「高松市学校給食申込書」の提出及び口座振替のお申込みは必要です。

Q7-3 就学援助を申請中の場合の学校給食費はどうなりますか？

A7-3 就学援助を申請中の方は、学校給食費を納付していただきます。その後、認定となった場合は、認定となった期間の納付分を還付します。また、就学援助の認定を受けていた方でも、年度途中で非認定となった場合は、非認定となった月以降の学校給食費を納付していただきます。

8 生活保護を受けている場合について

Q8-1 生活保護を受けている場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A8-1 生活保護を受けている児童・生徒の学校給食費は、生活保護費から自動的に高松市に納付され、保護者が支払う必要はありません。ただし、認定等の変更に迅速に対応するため、「高松市学校給食申込書」の提出及び口座振替のお申込みは必要です。

Q8-2 生活保護を申請中の場合の学校給食費はどのようになりますか？

A8-2 生活保護を申請中の方は、学校給食費を納付していただきます。その後、受給開始となった場合は、受給開始となった期間内の納付分を還付します。また、生活保護を受給していた方でも、年度途中で生活保護の停止又は廃止となった場合は、停止又は廃止となった日以降の学校給食費を納付していただきます。ただし、生活保護が停止又は廃止となり、就学援助を申請し、認定となった場合は、就学援助費から自動的に高松市に納付されます。

9 「高松市学校給食申込書」について

Q9-1 「高松市学校給食申込書」は、毎年提出しなければいけませんか？

A9-1 毎年提出する必要はありません。一度提出すれば、お子様が高松市立の小・中学校に在籍している間有効です。（お子様が、高松市立の学校への転校や中学校進学時に、改めて手続きを行う必要はありません。）

Q9-2 きょうだいの場合、「高松市学校給食申込書」は、それぞれの提出が必要ですか？

A9-2 必要です。1人につき1枚の提出をお願いします。

Q9-3 児童手当等を受給していない場合も、同意書への記入が必要ですか？

A9-3 児童手当等を受給していない場合は、同意書への記入は必要ありません。

Q9-4 夫が単身赴任で児童手当を市外で受給している場合、同意書への記入はどのようになりますか？

A9-4 市外で受給をしている場合は、同意書への記入は必要ありません。

10 「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」について

Q10-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に適用されますか？

A10-1 食物アレルギーのある方で、次の場合において、学校給食費の減額が適用されます。必ず学校と協議を行った上、申請してください。

【①～③のいずれかの提供を停止する場合】

- ① 飲用牛乳
- ② 主食（パン（小麦及び乳）／麺類（小麦）／袋入りパン（小麦）／米飯）
- ③ おかず等

Q10-2 飲用牛乳などの再開により、食物アレルギー等に係る学校給食費の減額が必要でなくなった場合、どのような手続きが必要ですか？

A10-2 食物アレルギー等の治癒により、停止していた飲用牛乳などを再開する場合、「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届」を提出してください。この場合、必ず学校と協議を行った上で、届出してください。

1 1 「高松市学校給食（停止・再開）届」について

Q11-1 どのようなときに提出するのですか？

A11-1 次の場合に、学校へ提出してください。なお、停止及び再開は、学校が届を受領した日の5日後（学校休業日を除いて数えます。）からの対応です。

- 高松市外へ転出する場合
- 高松市立の小・中学校以外の学校へ転校する場合
- 病気等のやむを得ない理由により、連続して5日以上（学校休業日を除く）欠席する場合
- 停止していた学校給食を再開する場合

1 2 「高松市学校給食申込事項変更届」について

Q12-1 どのようなときに提出するのですか？

A12-1 次の場合に学校へ提出してください。なお、市内転校の場合は、転校が確定次第、転校前の学校へ速やかに提出してください。また、食物アレルギー等の対応については、転校後の学校と協議の上、「高松市食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」の提出が必要です。

- 住所又は氏名が変更となった場合
- 通学する学校が変更となった場合（市内転校のみ）
※学区内の小学校から中学校に進学する場合は提出不要です。

1 3 その他

Q13-1 手続きに必要な書類は、どこでもらえますか？

A13-1 手続きに必要な書類等については、学校又は、高松市教育委員会保健体育課にありますので、お問い合わせください。

また、「高松市学校給食費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」以外の書類は、高松市教育委員会保健体育課のホームページからもダウンロードが可能です。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/shouchugakkou/kyushoku/index.html>

